

令和3年8月4日

各務原市内介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

いつもお世話になっております。各務原市役所介護保険課の大海と申します。令和3年8月4日11時、県は食中毒警報を発令しました。

【発令理由】

食中毒警報発表に関する運営要領 第2 警報発表の基準1の(1)、(3)

(1)「気温30℃以上が10時間以上継続したとき、又はそれが予想される
とき。」

(3)「24時間以内に急激に気温が上昇して、その差が10℃以上を超えた
とき、又はそれが予想されるとき。」

【発令解除】

本警報は、48時間後に自動的に解除されます。詳細については、岐阜県のホームページをご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/895.html>

食中毒予防に心掛けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 大海かな

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

TEL 058-383-1111 (内線:2544)

FAX 058-383-6365
